

新型コロナ特例貸付償還について



令和5年1月より新型コロナウイルス特例貸付の償還が開始となっております。
償還に関して、福岡県社会福祉協議会よりご案内を郵送しております。
手続きがお済みでない方は、すみやかに償還お手続きをお願い致します。
また連絡先や住所変更された方も特例貸付償還事務センターへのご連絡をお願い致します。

償還にお困りの方は、須恵町社会福祉協議会へご相談ください。

毎月の償還額を一定期間減額できたり、猶予される場合があるほか、償還期間中であっても免除される場合があります。

また、必要な関係機関への支援におつなぎします。

【相談窓口】 須恵町社会福祉協議会

092-933-2160

(平日8:30~17:00)

※ご相談はご予約をお願い致します。

特例貸付償還事務センター 092-718-7720

(平日9:00~17:30)

